関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

(5)　農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

(6)・(7)　（略）

八　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○環境省令第二十七号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第九号、第三十七条第九項第二号及び第三十九条第六項第二号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

環境大臣　小泉進次郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（譲渡し等の禁止の適用除外）	（譲渡し等の禁止の適用除外）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。	2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合	八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
九・十　（略）	九・十　（略）
3　（略）	3　（略）
（管理地区内における許可を要しない行為）	（管理地区内における許可を要しない行為）
第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。	**第二十五条**　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）